平成２６年（フ）第５３６６号
大阪市港区三先２丁目７番３―304号
債務者　倉元　敏夫
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５４１９号
大阪府枚方市伊加賀西町31番６―203号
債務者　福田　謙次
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４１号
大阪市西区九条南２丁目25番４―302号、前住所大阪市大正区泉尾５丁目11番15号
債務者　大庭　純一
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６０号
大阪府東大阪市横枕西７番22号　ウエストワン405号
債務者　松岡美樹こと趙鞍槙こと髙杉綏禧こと趙　綏禧
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２９９号
大阪府豊中市穂積１丁目２番11―301号
債務者　増井　辰次
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３０４号
大阪府東大阪市四条町14番11号
債務者　中村　明美
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３０６号
大阪市住吉区長居４丁目11番24号　カーサビアンカ１―７号
債務者　城戸　泰明
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３０７号
大阪市住吉区長居４丁目11番24号　カーサビアンカ１―７号
債務者　城戸加賀美
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３号
函館市赤川１丁目11番３号
債務者　岡本　　彰
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第１５号
函館市本町22番18号　ハイツアスカ201
債務者　竹内　達也
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第１６号
函館市八幡町４番37号　トータス館Ａ号室
債務者　山田　弘美
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第６４号
北海道網走郡美幌町字稲美77番地の３　公住61号
債務者　新井　　武
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月25日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２６年（フ）第６５号
北海道網走郡美幌町字稲美77番地の３　公住61号
債務者　新井　清江
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月25日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２７年（フ）第２号
千葉県山武郡九十九里町西野590番地12
債務者　伊藤　久美
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月25日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第１７６号
大阪市天王寺区逢阪２丁目５番18―310号
債務者　山脇　佑介
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月７日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１号
東京都稲城市東長沼393番地の２サンハイム東長沼202
債務者　松尾　政美
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月25日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第７６号
神奈川県藤沢市弥勒寺１丁目20番８号　ハイツ矢沢Ａ201
債務者　細入　公彦
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部